(第1面)

産業廃棄物処理計画書

年 月 日

鳥取県知事 様

提出者

住 所 西伯郡伯耆町古市856-1 氏 名 有限会社 藤原建築工務店 代表取締役 藤原 登 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0859-62-0954

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	有限会社 藤原建築工務店
事	業場の所在地	西伯郡伯耆町古市856-1
計	画 期 間	平成26年4月1日~平成27年3月31日
当記	亥事業場において現に行	っている事業に関する事項
	①事業の種類	総合工事業
	②事業の規模	昨年度の元請完成工事高 346, 563千円
	③ 従 業 員 数	17人
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	解体工事産業廃棄物 解体処理業者に委託 建築工事現場産業廃棄物 再生処理業者に委託

(日本工業規格 A列4番)

産業	業廃棄物の処理に係る管	理体制	に関する	事項				
	(管理体制図)							
	別紙のとおり							
産業	* と廃棄物の排出の抑制に	関する	事項					
		【前年	F度(年度)実績】			
		産業	廃棄物の)種類				
		排	出	量		t	t	
	 ①現状	(こ)	1までに	実施した	こ取組)			
		別紙のとおり						
		【目標	票】					
		産業	廃棄物の)種類				
		排	出	量		t	t	
	②計画	(今後	後実施す	る予定の	の取組)			
		別紙0	りとおり					
産業	L 業廃棄物の分別に関する	事項						
		(分別	別してい	る産業層	廃棄物の種類及び分別	に関する取	組)	
	 ①現状		用出来る	物等分別	川し、その他の物が混っ	合しないよ	うに保管してい	
		る。						
		(△公	多分别子	ス多字/	の産業廃棄物の種類及	7ド4分見ロア 月月		
	 ②計画				の産業廃棄物の種類及 イクルを進め分別に努		ソ 公 4×下丘/	
1				•		-		

別紙 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度25年度実績】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	がれき類	ガラス陶磁器くず	木くず	プラスチック製品くず	建設混合廃棄物(安定型)	繊維くず	石膏ボード	建設混合廃棄物(管理型含)
全処理排出量	408.7	89.272	46.38	887.15	0.006	2.08	0.072	6.24	10.27

1450.17

(これまでに実施した取組)

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	がれき類	ガラス陶磁器くず	木くず	プラスチック製品くず	建設混合廃棄物(安定型)	繊維くず	石膏ボード	建設混合廃棄物(管理型含)
全処理排出量	280	60	30	600	0.006	2	.0.072	6	10

988.006

(今後実施する予定の取組)

自	う行う産業廃棄物の再生	利用に関する事項			
		【前年度(年度)	実績】	
		産業廃棄物の種類			
	() THAIL	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		t	t
	①現状	(これまでに実施し)	た取組)		
		【目標】			
		産業廃棄物の種類			
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		t	t
	②計画	(今後実施する予定の	の取組)		
				<u> </u>	
自	っ行う産業廃棄物の中間	処理に関する事項			
		【前年度(年度)	実績】	
		産業廃棄物の種類			
		自ら熱回収を行った		t	t
		産業廃棄物の量			
	①現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		t	t
		(これまでに実施し)	 た取組)		
				_	
		【目標】			
		産業廃棄物の種類			
		自ら熱回収を行う			
		産業廃棄物の量		t	t
	 ②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		t	t
		(今後実施する予定)	<u> </u> の取組)		

自	っ行う産業廃棄物の埋立	処分又は海洋投入処分	に関す	る事項	
		【前年度(年度)	実績】	
		産業廃棄物の種類			
		自ら埋立処分又は			
	 ①現状	海洋投入処分を行った		t	t
		産業廃棄物の量	ト 取組)		
				_	
		【目標】			
		産業廃棄物の種類			
		自ら埋立処分又は			
	2計画	海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	t
		(今後実施する予定の	<u> </u> の取組)		
			V,—,	_	
	Ur				
産	業廃棄物の処理の委託に 「	- 関する事項 			
		【前年度(年度)	実績】	
		産業廃棄物の種類			
		全処理委託量		t	t
		優良認定処理業者への		t	t
		処理委託量			
		再生利用業者への 処理委託量		t	t
		認定熱回収業者への			
	①現状	処理委託量		t	t
		認定熱回収業者以外の			
		熱回収を行う業者への		t	t
		処理委託量			
		(これまでに実施した	た取組)		
		別紙のとおり			
1					

(第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
	0.1	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の) 別紙のとおり	取組)	
 ₩ <u></u>	事務処理欄			

別紙 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度25年度実績】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	がれき類	ガラス陶磁器くず	木くず	プラスチック製品くず	建設混合廃棄物(安定型)	繊維くず	石膏ボード	建設混合廃棄物(管理型含)
全処理委託量	408.7	89.272	46.38	887.15	0.006	2.08	0.072	6.24	10.27
優良認定処理業者への	400.7	03.272	40.30	007.10	0.000	2.00	0.072	0.24	10.27
処理委託量									
再生利用業者への 処理委託量	408.7	87.2	46.38	887.15					
認定熱回収業者への 処理委託量									
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量									

(これまでに美施した取

細)

- ・再生利用可能なものは、再生利用業者へ委託している。
- ・マニフェストによる確認を徹底し、適正処理に努めています。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	がれき類	ガラス陶磁器くず	木くず	プラスチック製品くず	建設混合廃棄物(安定型)	繊維くず	石膏ボード	建設混合廃棄物(管理型含)
全処理委託量	280	60	30	600	0.006	2	.0.072	6	10
優良認定処理業者への 処理委託量									
再生利用業者への 処理委託量	280	60	30	600					
認定熱回収業者への 処理委託量									
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量									

(今後実施する予定の取組)

- ・再生利用可能なものは、再生利用業者へ委託する。
- ・マニフェストによる確認を徹底し、適正処理に努めていく。

1450.17

988.006

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

廃棄物処理絣	括責任	工務部長 亀尾 徳学						
廃棄物担当		工務部社員(組織人数12人)						
役割	環境管理委員会	・廃棄物の再生処理、中間処理、適正な処理に必要な事項を検討する。						
		委員長:工務部長 委員:工務部社員						
	廃棄物処理統括責任者	・廃棄物処理方針の策定						
		・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認(契約)						
		・解体業者の選定及び管理						
		・処理業者の選定及び管理						
	担当者	・廃棄物処理計画の作成						
		・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討						
		・委託契約の締結						
		・産業廃棄物管理票の交付、管理						
		・解体業者への管理指導						
		・監督庁への各種報告						
		・その他関係する事項						

【管理体制図】

